

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

### 「延納→物納」申請急げば利子税減る

Q: 延納から物納への切り替えについて、詳しく教えてください。

A: 延納から物納への切り替え、つまり特例物納に関して具体的な取扱いが明らかになりました。

特例物納の許可が受けられるのは、昭和64年1月1日から平成3年12月31日までの間に相続税の延納の許可を受けている個人です。

当初の延納税額から、平成6年3月31日までに、納期限が到来している分納税額を控除した残りの税額が対象となります。

特例物納の申告書受付期間は、平成6年4月1日から平成6年9月30日までの6カ月間。申請はこの期間内に1回に限り認められ、物納が許可された場合には、申請の日の翌日以降の利子税は納付する必要がなくなります。申請書の添付書類は、基本的には次の3つ。  
①土地登記簿謄本、②特例物納に充てる土地の所在地を示すもの（住宅地図等）、③公図の写し。

謄本の請求費用や土地の測量図等の作成費用はすべて申請者負担となり、物納物件として申請された土地は、税務職員、申請者らの立会いのもと、改めて現地調査が行われます。

延納による利子税は、特例物納が許可されれば、特例物納申請書を出した次の日から課税が停止されます。

つまり、同じ申請期間内に申請を出すにしても、9月に出すより4月に出す方が“5カ月分”利子税の支払いを少なく抑えられます。

